

平成30年第2回市議会(定例会)

付議案件綴及び同説明資料綴

(その1)

堺市

目 次

頁

議案第 74 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 75 号	堺市市税条例等の一部を改正する条例	5
議案第 76 号	堺市介護保険条例の一部を改正する条例	13
議案第 77 号	堺市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例	15
議案第 78 号	堺市立美原こども館条例の一部を改正する条例	17
議案第 79 号	工事請負契約の変更について [大浜高架橋 (B・Dランプ、P25-P30工区) 耐震対策工事]	19
議案第 80 号	阪和線堺市・三国ヶ丘駅間向陵橋外2橋耐震対策工事の委託に関する 協定の変更について	21
議案第 81 号	物品の買入れについて [大型高所放水車の買入れ]	23
議案第 82 号	物品の買入れについて [救助工作車(特別高度救助隊用)の買入れ]	25
議案第 83 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う 大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	27
議案第 84 号	市道路線の認定及び廃止について	31
議案第 85 号	大字深井共有地処分について	45
報告第 5 号	堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	49
報告第 6 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	57
報告第 7 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	61

平成30年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成 30 年 6 月 4 日

堺市長 竹 山 修 身

- 議案第 74 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 75 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 76 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 77 号 堺市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例
- 議案第 78 号 堺市立美原こども館条例の一部を改正する条例
- 議案第 79 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 80 号 阪和線堺市・三国ヶ丘駅間向陵橋外2橋耐震対策工事の委託に関する協定の変更について
- 議案第 81 号 物品の買入れについて
- 議案第 82 号 物品の買入れについて
- 議案第 83 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 議案第 84 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 85 号 大字深井共有地処分について
- 報告第 5 号 堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第 6 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 7 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表の第 1 項の表堺市旧高倉台西小学校活用事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市旧泉北すえむら資料館活用等事業者選定委員会	旧泉北すえむら資料館の活用及び大蓮公園の管理運営に関する事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5 人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
-------------------------	--	-------	-----------------------------

附 則

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

旧泉北すえむら資料館の活用及び大蓮公園の管理運営に関する事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務を行うため、市長の附属機関として堺市旧泉北すえむら資料館活用等事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 7 月 1 日から施行することであること。

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第67条の4」を「第67条の5」に改める。

第8条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「、この節」の次に「（第28条第2項及び第3項を除く。）」を加える。

第8条の2中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第11条第1項中「当該右欄」を「同表右欄」に改める。

第17条第1項中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第18条第1項本文中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「までに第1項」を「までに、同項」に改め、同条第5項及び第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定するものをいう。）

第27条の5第1項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「第27条の3中」の次に「「前条第1項」とあるのは「第27条の5第1項」と、」を加える。

第28条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人に係る法人の市民税の申告については、同項及び施行規則に定めるところにより行わ

なければならない。

3 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

第65条を第65条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第65条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第66条に次の1項を加える。

2 製造たばこの本数及び重量又は金額により換算する場合における製造たばこの本数の計算方法等については、法第467条に定めるところによる。

第67条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第2章第4節中第67条の4の次に次の1条を加える。

(たばこ税の課税免除)

第67条の5 卸売販売業者等が、法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

2 前項の規定による課税免除の適用については、法第469条に定めるところによる。

附則第3条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)」を付し、同条第1項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日」に、「改正前」を「改正後」に、「平成30年旧法」を「平成30年新法」に、「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第2項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日」に、「平成30年旧法」を「平成30年新法」に改め、同条第3項中「平成28年4月1

日から平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年旧法附則第 15 条第 2 項第 7 号」を「平成 30 年新法附則第 15 条第 2 項第 6 号」に改め、同条第 4 項中「平成 30 年旧法」を「平成 30 年改正法第 1 条の規定による改正前の方税法（以下「平成 30 年旧法」という。）」に改め、同条第 5 項中「平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年旧法附則第 15 条第 32 項第 1 号イ又はロ」を「平成 30 年新法附則第 15 条第 32 項第 1 号イからハまで」に改め、同条第 6 項中「平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年旧法附則第 15 条第 32 項第 2 号イからハまで」を「平成 30 年新法附則第 15 条第 32 項第 2 号イ又はロ」に、「2 分の 1」を「4 分の 3」に改め、同条第 10 項を次のように改める。

11 平成 30 年改正法第 1 条中法附則第 15 条に 3 項を加える改正規定（同条第 47 項に係る部分に限る。）の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得された平成 30 年新法附則第 15 条第 47 項に規定する政令で定める機械装置等に係る同項の条例で定める割合は、零とする。

附則第 3 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 7 項及び第 8 項を 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に取得された平成 30 年新法附則第 15 条第 32 項第 3 号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 3 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 3 条の 2 の 2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に新築された平成 30 年新法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 3 条の 7 の次に次の 1 条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第 3 条の 8 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年

法律第49号) 第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

第2条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。

第67条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

附則第3条の2第9項中「平成30年旧法附則第15条第44項」を「平成30年改正法第2条の規定による改正後の地方税法(以下「平成31年施行法」という。)附則第15条第43項」に改め、同条第10項中「平成30年旧法附則第15条第45項」を「平成31年施行法附則第15条第44項」に改め、同条第11項中「平成30年新法附則第15条第47項」を「平成31年施行法附則第15条第46項」に改める。

第3条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。

第67条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

(堺市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 堺市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第65条第1項」を「第65条の2第1項」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、附則第4項中「第65条第1項」を「第65条の2第1項」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「除く。以下同じ」を「除く。」(以下これらを「売渡し等」という)に改め、附則第5項中「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項に規定する」を「総務省令で定める様式による」に改め、附則第7項及び第9項中「条例第65条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改め、附則第11項中「平成31年4月1日前に条例第65条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「平成

31年10月1日前に売渡し等」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、附則第12項の表中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第2章第4節の改正規定（第67条の4の次に1条を加える改正規定を除く。）及び第4条の規定 平成30年10月1日
 - (2) 第1条中第8条の2の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第18条の改正規定 平成31年1月1日
 - (3) 第2条中附則第3条の2の改正規定 平成31年4月1日
 - (4) 第1条中第8条及び第28条の改正規定 平成32年4月1日
 - (5) 第2条中第67条の改正規定 平成32年10月1日
 - (6) 第1条中第8条の2の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）及び第17条の改正規定 平成33年1月1日
 - (7) 第3条の規定 平成33年10月1日
 - (8) 第1条中附則第3条の2第10項を改める改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条中法附則第15条に3項を加える改正規定（同条第47項に係る部分に限る。）の施行の日（その日が公布日前である場合にあっては、公布日）（個人の市民税に関する経過措置）
- 2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の第8条の2及び第18条の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1項第6号に掲げる改正規定による改正後の第8条の2及び第17条の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
(法人の市民税に関する経過措置)
- 4 第1項第4号に掲げる改正規定による改正後の第8条及び第28条の規定は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度

分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 第1条の規定による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2第1項から第3項まで及び第5項から第7項までの規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年3月31日までの取得分については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 6 第1項第1号、第5号及び第7号に掲げる改正規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、それぞれ、なお従前の例による。

- 7 平成30年10月1日前に新条例第65条の2第1項の壳渡し又は同条第2項の壳渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第469条第1項第1号及び第2号に規定する壳渡しを除く。）（以下これらを「壳渡し等」という。）が行われた製造たばこ（堺市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第40号）附則第2項に規定する紙巻きたばこ3級品を除く。以下同じ。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第65条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 8 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- 9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

- 10 平成32年10月1日前に壳渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則

第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

11 第8項及び第9項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8項	前項	第10項
第9項	平成30年10月31日	平成32年11月2日
	平成31年4月1日	平成33年3月31日

12 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

13 第8項及び第9項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8項	前項	第12項
第9項	平成30年10月31日	平成33年11月1日
	平成31年4月1日	平成34年3月31日

堺市市税条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の施行に伴い、次の改正を行うものであること。

- (1) 個人の市民税について、給与所得控除及び年金所得等控除から基礎控除への振替え並びにこれらの控除についての制度改正等、個人所得課税の見直しに伴う改正を行うもの
- (2) 法人の市民税について、大規模な法人に対し、電子申告を義務化するもの
- (3) 市たばこ税について、段階的な税率の引上げを行うとともに、手持品課税及びいわゆる旧 3 級品についての課税に係る経過措置の延期に伴う改正を行うもの
- (4) 固定資産税について、課税標準の特例割合に係る地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の見直しに伴う改正を行うとともに、中小企業の設備投資を促進するための課税標準の特例措置を創設するもの
- (5) 規定の整備を行うもの

2 施行期日

公布の日（以下「公布日」という。）から施行するものであること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) 1(1)に係る改正規定 平成 31 年 1 月 1 日、平成 33 年 1 月 1 日
- (2) 1(2)に係る改正規定 平成 32 年 4 月 1 日
- (3) 1(3)に係る改正規定 平成 30 年 10 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日、平成 33 年 10 月 1 日
- (4) 1(4)に係る改正規定 公布日、地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）第 1 条中法附則第 15 条に 3 項を加える改正規定（同条第 47 項に係る部分に限る。）の施行の日（その日が公布日前である場合にあっては、公布日）、平成 31 年 4 月 1 日
- (5) 1(5)に係る改正規定 公布日等

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成 12 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 6 号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

堺市介護保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 8 月 1 日から施行するものであること。

堺市生産緑地地区の区域の規模に関する 条件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定めるものとする。

(生産緑地地区の区域の規模)

第2条 法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

堺市生産緑地地区の区域の規模に関する 条件を定める条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）の一部改正により、生産緑地地区の区域の規模に関する条件について、生産緑地法施行令（昭和 49 年政令第 285 号）で定める基準に従い、市町村が条例で定めることができることとされた。

このことを踏まえ、本市において当該条件について定めることにより、都市農地が有する緑地機能、防災機能等の多面的な機能の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の面積要件（現状：500m²以上の規模の区域であること。）を引き下げ、300m²以上の規模の区域であることを規定の内容とする本条例を制定することである。

2 施行期日

平成 30 年 7 月 1 日から施行すること。

堺市立美原こども館条例の一部を改正する条例

堺市立美原こども館条例（平成 16 年条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

別表中

堺市立美原こども館ひらお	堺市美原区平尾
	(分館) 堺市美原区さつき野東1丁目
堺市立美原こども館いわき	堺市美原区太井
	(分館) 堺市美原区阿弥

堺市立美原こども館ひらお	堺市美原区平尾
堺市立美原こども館いわき	堺市美原区太井

改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

堺市立美原こども館条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 美原こども館ひらお分館について、今後は、堺市立美原ひがしこども園の保育室としての活用を図るため、当該分館を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 美原こども館いわき分館について、長期間、こども館としての利用が少ない状態が続いた後、現状はこども館としての利用がない状態であり、及び今後の利用の見込みもないため、当該分館を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 7 月 1 日から施行するものであること。

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の内容を一部変更する。

1 契約の目的 大浜高架橋（B・D ランプ、P25-P30 工区）耐震対策工事

2 契約の相手方 堺市北区南花田町 36 番地 1

大容・五大・隆栄建設工事共同企業体

代表構成員 大容建設株式会社

代表取締役 池田 功三

他の構成員 株式会社五大コーポレーション

代表取締役 金戸 修藏

他の構成員 株式会社隆栄建設

代表取締役 嘉陽 利明

3 契約金額 變更前 399,600,000 円

うち取引に係る消費税額等 29,600,000 円

変更後 460,725,840 円

うち取引に係る消費税額等 34,127,840 円

4 仮契約の日 平成 30 年 5 月 10 日

工事請負契約の変更について

1 変更する内容

	変更前	変更後
鋼 矢 板 設 置	347 枚	0 枚
ライナープレート設置	3.5 m	35.0 m

2 契約金額の変更 変更額（増） 61,125,840 円

うち取引に係る消費税額等 4,527,840 円

3 変更理由

当初、コンクリート橋脚を補強するにあたり、側道の通行を確保するため、鋼矢板を設置し掘削を行った後にコンクリートの巻立て補強を実施する予定であった。しかし、工事着手後、鋼矢板の圧入を行ったところ、橋脚基礎周辺の地盤内に不明なコンクリートが存在し、鋼矢板を圧入することができなかったため、土留め工法について、鋼矢板工法から橋脚基礎上に設置ができるライナープレート工法に変更する必要が生じた。

よって、土留め工法の変更に伴う費用を増額変更するものである。

阪和線堺市・三国ヶ丘駅間向陵橋外 2 橋耐震対策工事の 委託に関する協定の変更について

次のとおり工事委託協定の内容を一部変更する。

1 協定の目的 阪和線堺市・三国ヶ丘駅間向陵橋外 2 橋耐震対策工事

2 協定の相手方 大阪市淀川区宮原 4 - 3 - 39 大広新大阪ビル
西日本旅客鉄道株式会社
常務執行役員 近畿統括本部長 中村 圭二郎

3 協定金額 変更前 399,196,000 円
うち取引に係る消費税額等 27,352,000 円
変更後 570,432,000 円
うち取引に係る消費税額等 39,174,000 円

阪和線堺市・三国ヶ丘駅間向陵橋外 2 橋耐震対策工事の 委託に関する協定の変更について

- 1 変更する内容 阪和線堺市・三国ヶ丘駅間向陵橋外 2 橋耐震対策工事の委託に
関する協定の協定金額の変更
- 2 協定金額の変更 変更額（増） 171,236,000 円
うち取引に係る消費税額等 11,822,000 円
- 3 協定期間の変更 変更前 平成 28 年 12 月 21 日～平成 32 年 3 月 31 日
変更後 平成 28 年 12 月 21 日～平成 33 年 3 月 31 日
- 4 変更理由 当初、昭代橋の耐震補強工事を施工するにあたり、橋梁耐震設計
では一般的な手法である近隣の地盤情報を用いた設計を行った。そ
の結果、橋脚周囲の掘削を行う際の周辺斜面の崩壊防止対策として、
斜面の補強に最適な工法であるロックボルト工法を採用した。

しかし、工事着手後、JR 阪和線軌道敷地内で地質調査等を行つ
たところ、想定より弱い地盤であったため、当初の工法で橋脚周辺
の掘削を行うと、斜面の崩壊を引き起こす恐れがあることが判明し
た。そのため、補強工法を斜面の安定が得られるマイクロパイ爾工
法に変更する必要が生じた。

よって、斜面の補強工法を変更するために必要な協定金額を増額
変更するものである。また、工法の変更により施工期間が長くなる
ため、協定期間を延伸するものである。

物品の買入れについて

次のとおり大型高所放水車1台の買入れを行うものとする。

1 購入先 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3

株式会社モリタ 関西支店

支店長 合田 努

2 購入金額 108,270,000円

うち取引に係る消費税額等 8,020,000円

3 仮契約の日 平成30年5月14日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 隨意契約
(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による)
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
平成 31 年 3 月 29 日まで
- 3 隨意契約理由 下記のとおり競争入札に付した結果、落札者がいなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、随意契約を締結するものである。
- 4 入札執行日時 第 1 回 平成 30 年 5 月 9 日 午後 1 時 00 分
第 2 回 平成 30 年 5 月 14 日 午前 10 時 00 分
- 5 入札参加者及び経過 下記のとおり (単位 円)
- | 経過
参 加 者 | 第 1 回 | 第 2 回 | 見積金額 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 株式会社モリタ 関西支店 | 108,000,000 | 105,000,000 | 100,250,000 |
| 日本機械工業株式会社 大阪営業所 | 109,000,000 | 106,800,000 | |

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に 8% 相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

物品の買入れについて

次のとおり救助工作車（特別高度救助隊用）1台の買入れを行うものとする。

1 購入先 大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目1番3号

SORA新大阪21・1401室

キンパイ商事株式会社

代表取締役 松浦 英男

2 購入金額 190,404,000円

うち取引に係る消費税額等 14,104,000円

3 仮契約の日 平成30年5月14日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 隨意契約
(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による)
- 2 納 入 期 間 議会の議決を経た翌日から
平成 31 年 3 月 29 日まで
- 3 隨 意 契 約 理 由 下記のとおり競争入札に付した結果、落札者がいなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、随意契約を締結するものである。
- 4 入 札 執 行 日 時 第 1 回 平成 30 年 5 月 9 日 午後 1 時 15 分
第 2 回 平成 30 年 5 月 14 日 午前 10 時 15 分
- 5 入 札 参 加 者 及 び 経 過 下記のとおり (単位 円)
- | 参 加 者 | 経 過 | 第 1 回 | 第 2 回 | 見積金額 |
|------------------|-----|-------------|-------------|-------------|
| キンパイ商事株式会社 | | 183,000,000 | 179,600,000 | 176,300,000 |
| 株式会社モリタ 関西支店 | | 191,200,000 | 182,800,000 | |
| 桜ホース株式会社 大阪営業所 | | 192,000,000 | 辞退 | |
| 日本機械工業株式会社 大阪営業所 | | 203,000,000 | 辞退 | |
| 長野ポンプ株式会社 大阪営業所 | | 210,000,000 | 辞退 | |

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に 8% 相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び これに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する 協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「四條畷市」を「泉南市、四條畷市」に改め、「四條畷市」の次に「、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」を加える。

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「豊能町」の次に「、能勢町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。

(議案第 83 号説明資料)

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び これに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する 協議について

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 84 号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根 拠]

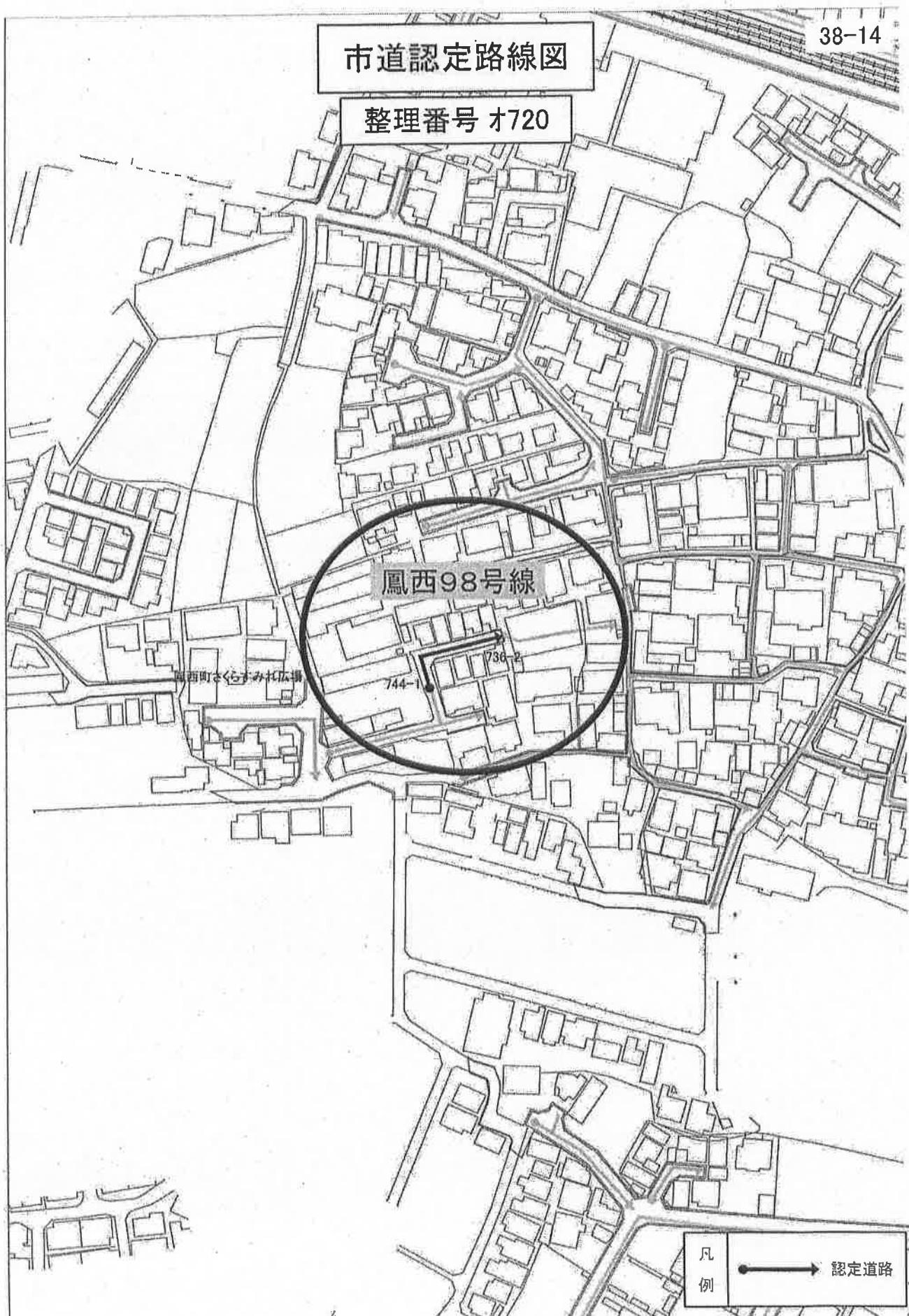
道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

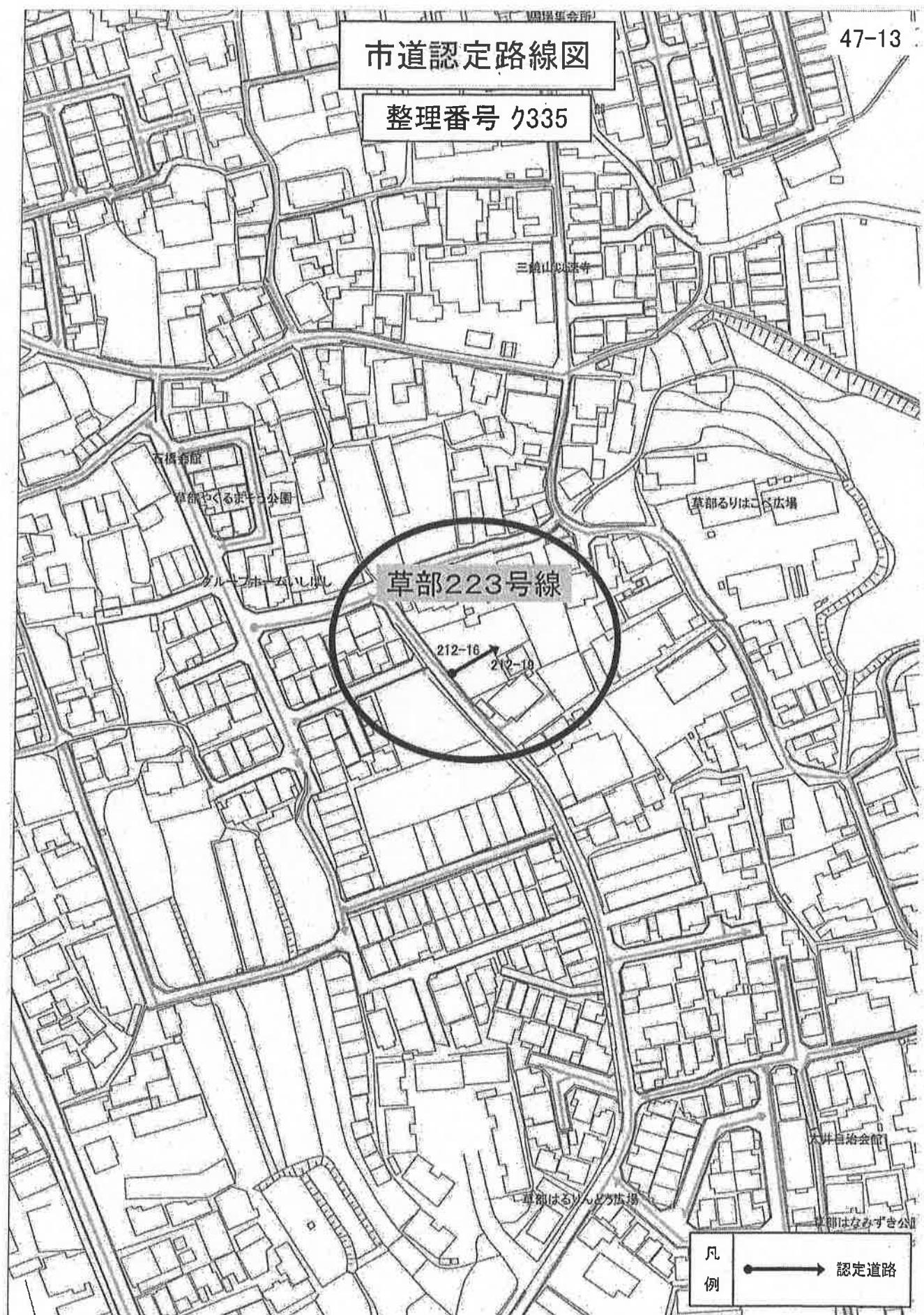
市 道 路 線 認 定 調 書

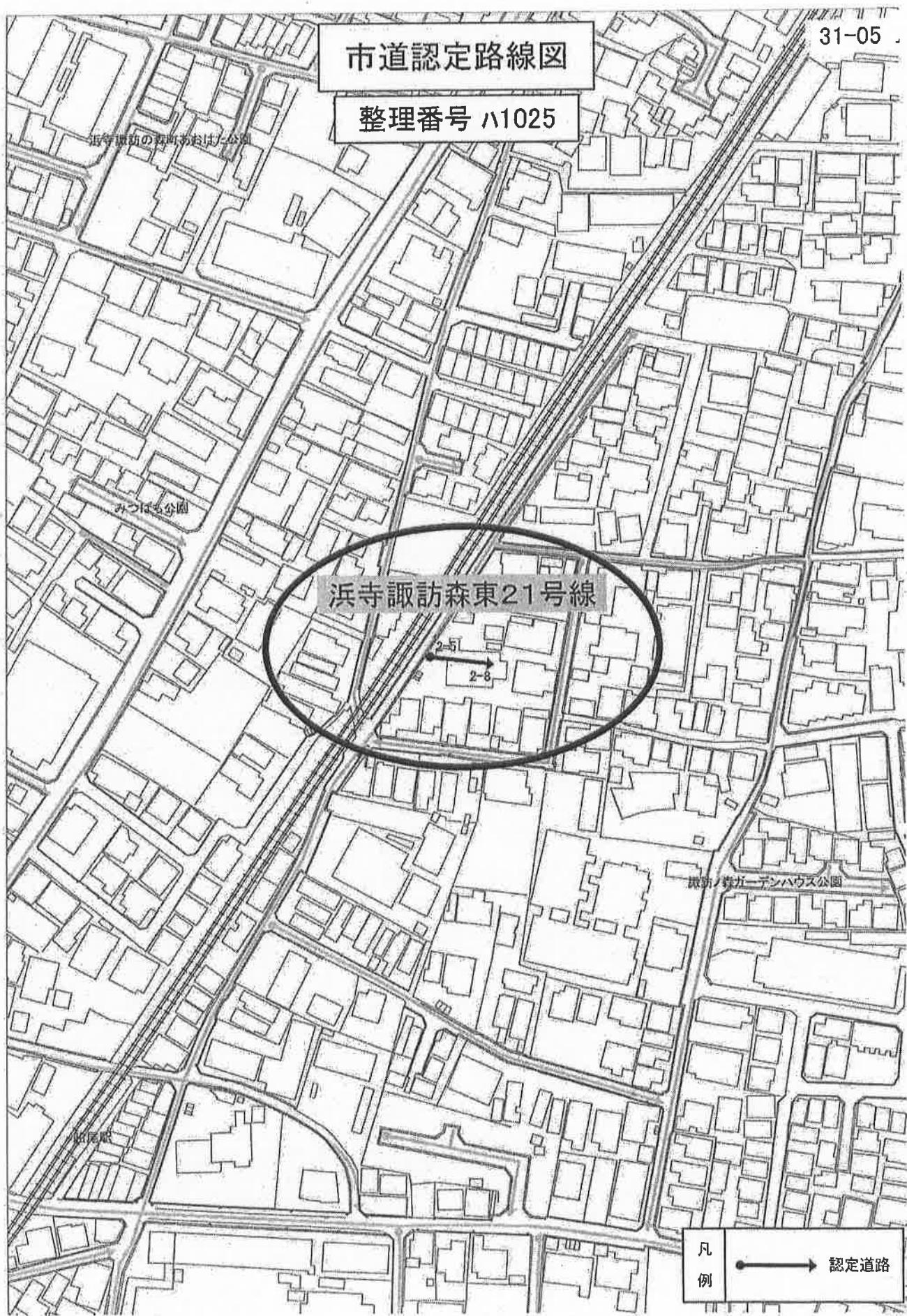
整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
木720	鳳西98号線	西区鳳西町3丁744番1地先 西区鳳西町3丁736番2地先		地元要望
木335	草部223号線	西区草部212番16地先 西区草部212番19地先		開発に伴う寄付
ハ1025	浜寺諫防森東21号線	西区浜寺諫防森町東1丁2番5地先 西区浜寺諫防森町東1丁2番8地先		"
木336	楠浜寺石津中2号線	堺区楠町2丁29番地先 西区浜寺石津町中2丁492番2地先		本市施行
ト281	土塔209号線	中区土塔町2300番31地先 中区土塔町2300番44地先		都市計画法第39条による帰属
ト282	陶器北71号線	中区陶器北820番7地先 中区陶器北820番4地先		"
ト232	上野芝向ヶ丘99号線	西区上野芝向ヶ丘町2丁1166番6地先 西区上野芝向ヶ丘町2丁1166番6地先		"
ハ1026	浜寺元49号線	西区浜寺元町5丁780番71地先 西区浜寺元町5丁780番73地先		"
ダ599	大保24号線	美原区大保102番5地先 美原区大保102番8地先		"

市道 路線廃止調書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
7040	横浜寺石津中1号線	堺区横町2丁29番地先 西区浜寺石津町中2丁520番地先		本市施行





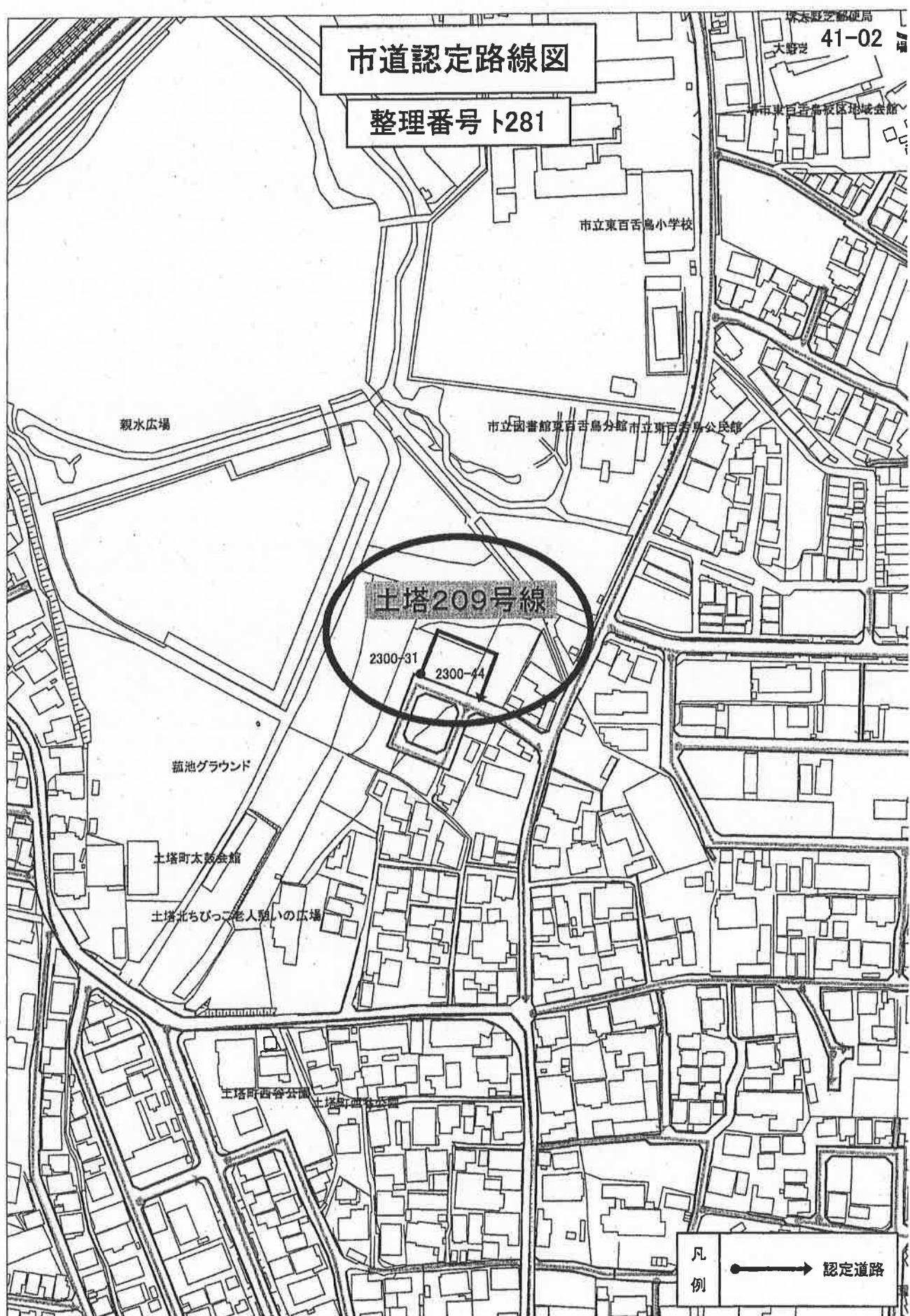


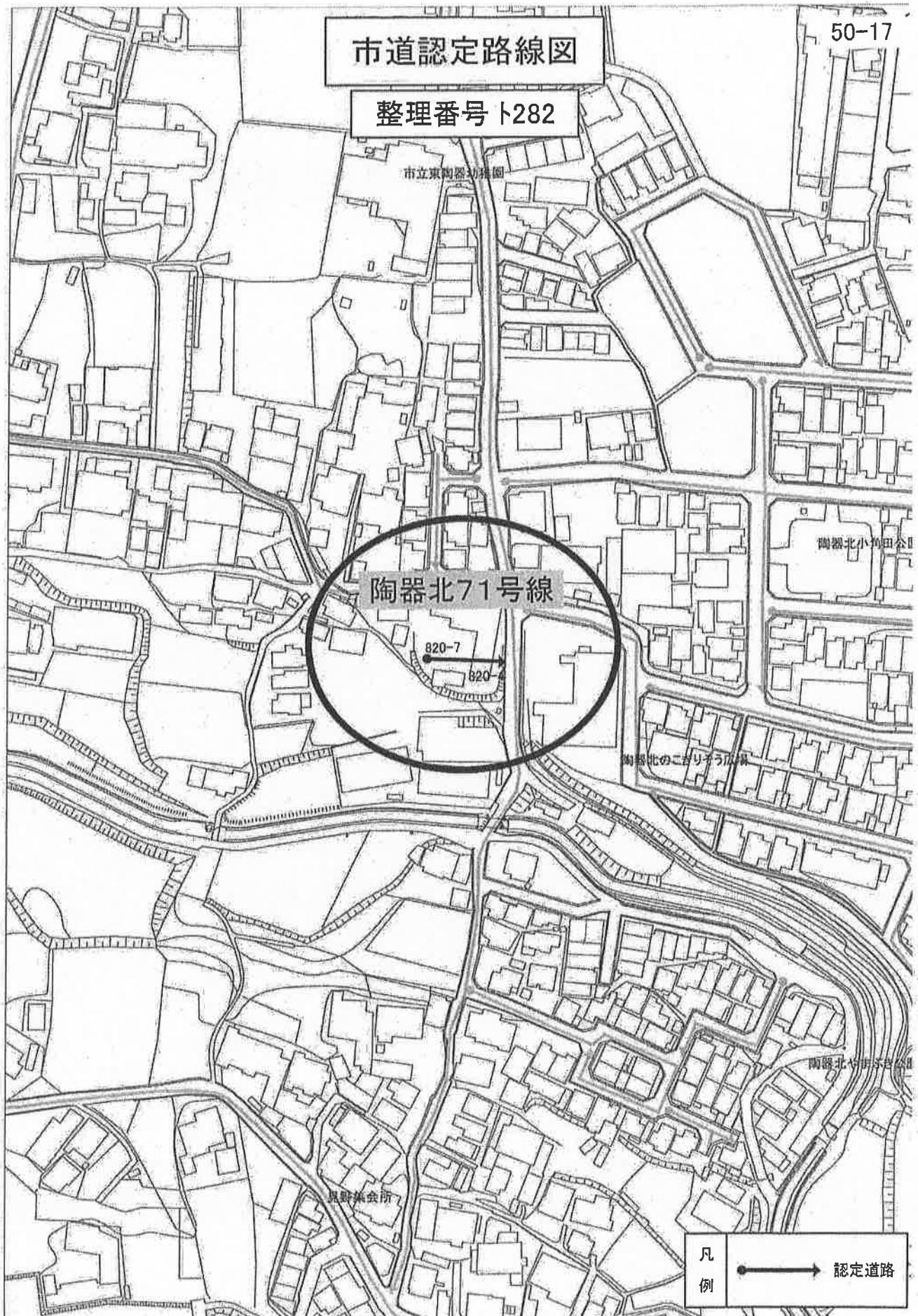
市道認定路線図

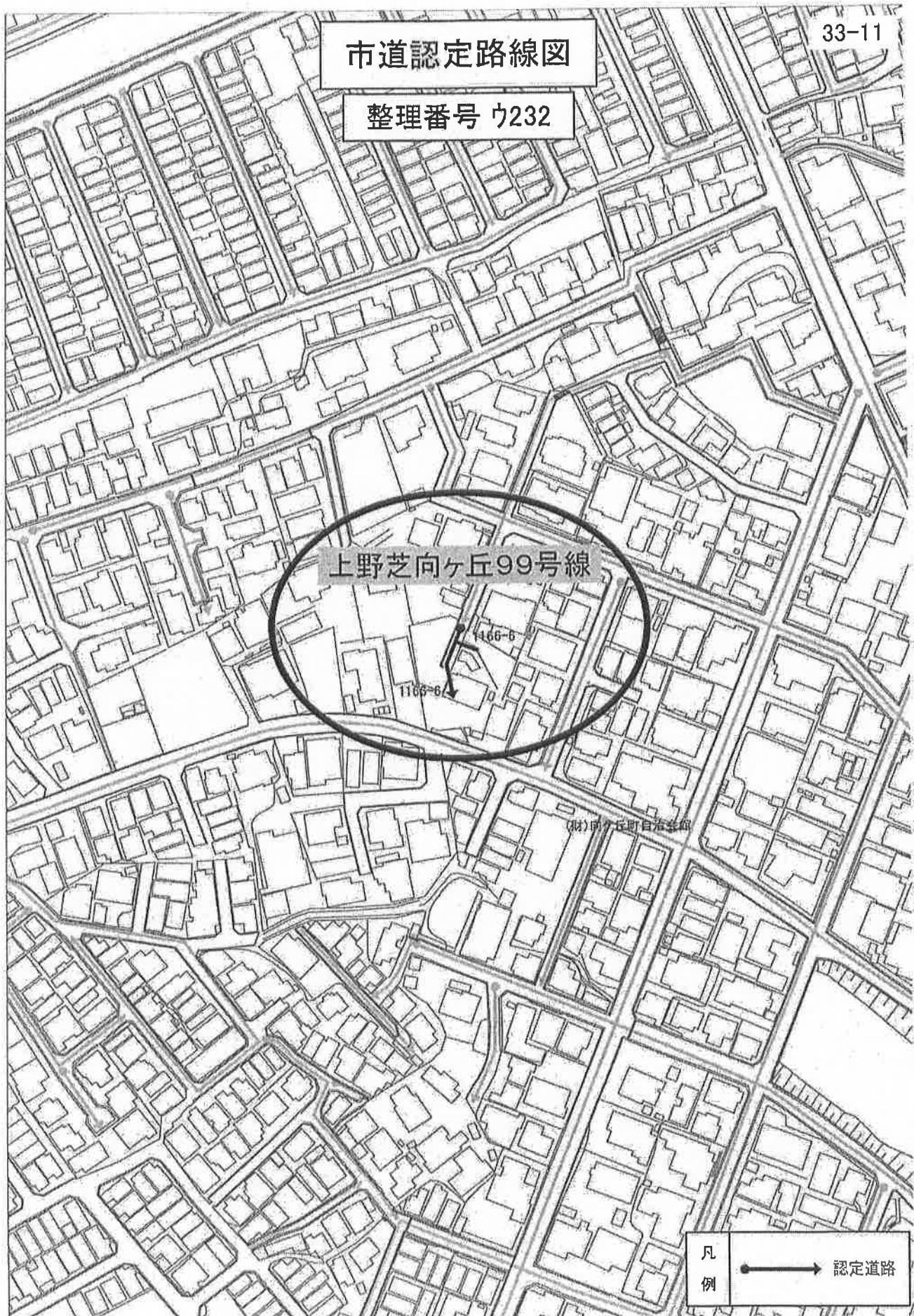
整理番号 ク336

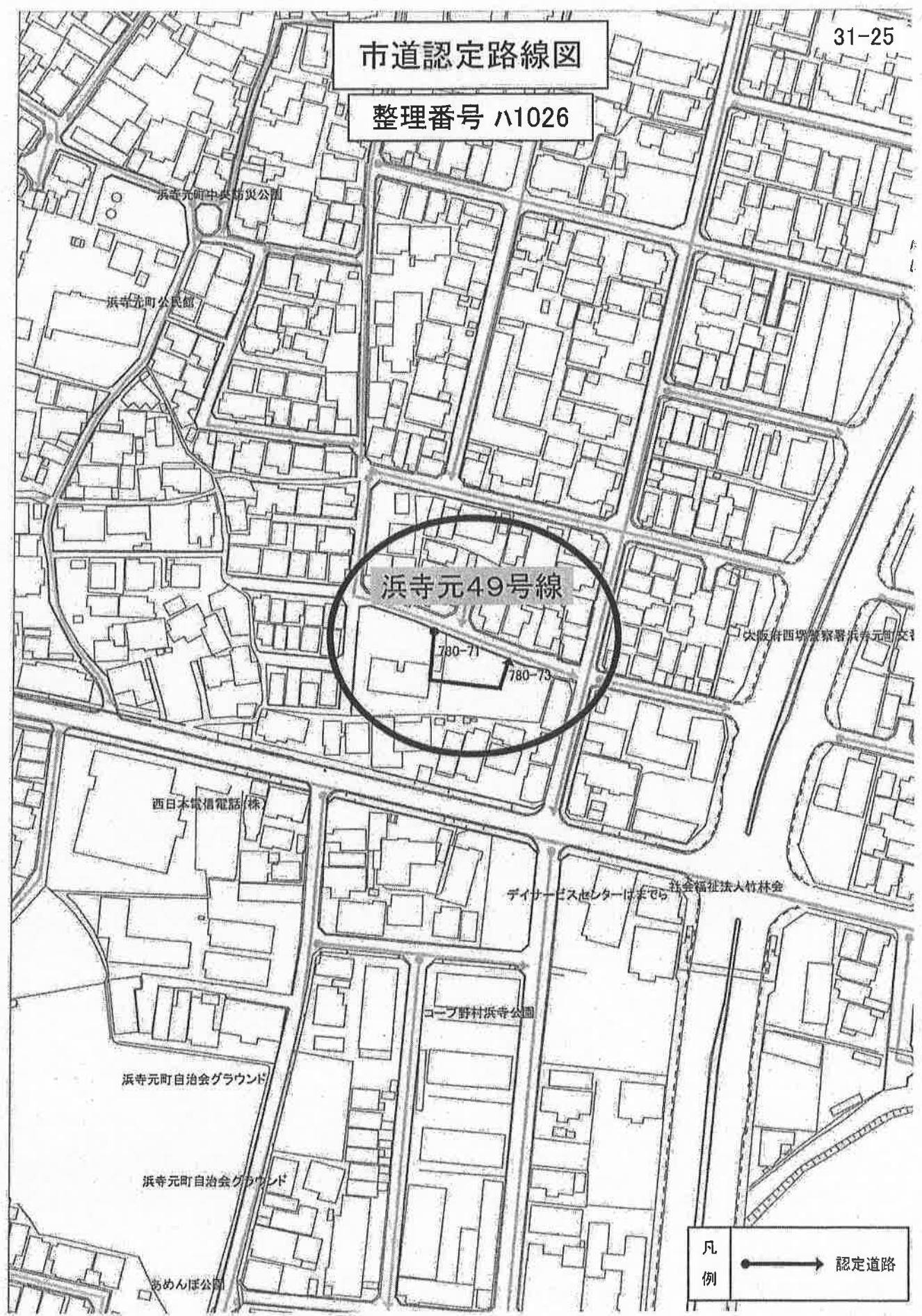
楠浜寺石津中2号線

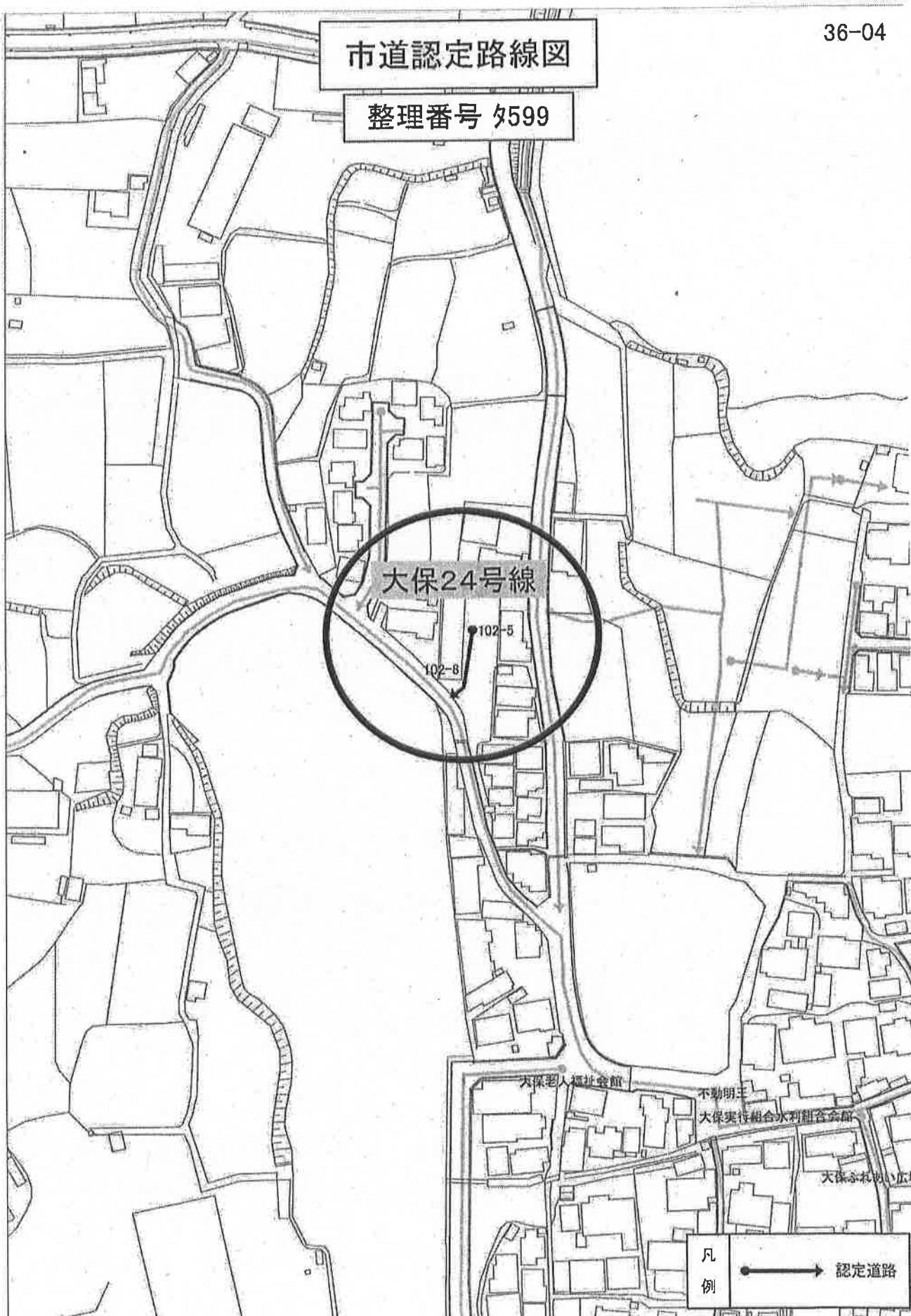
凡例 → 認定道路











市道廃止路線図

整理番号 9040

楠浜寺石津中1号線

16-22

市立浜寺中学校
浜西共同墓地

23 朝人町 沢人町 金子町

楠前久のき公園

柏木町 柏木町会館 小川町

浜西町木自治会事務所
柏木町会館 公園

浜西町木自治会事務所
柏木町会館 公園

N竹西日本石油

16-55-09号公園地

医療法人聖樹会
セイキカレッジ
セイキクリニック

520
市立浜寺石津小学校

市立浜寺石津保育園

凡
例

← 廃止道路

大字深井共有地処分について

次のとおり大字深井共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所 在 地		地目	地積 (m ²)		備 考
町 名	地 番		公簿面積	処分面積	
堺市中区深井東町	2648 番 20	ため池	15	15.30	又池の一部

2 処分者

深井東町自治会	代表者 堀市中区深井東町 2674 番地 2	会長 川口 修
深井水池町自治会	代表者 堀市中区深井水池町 2820 番地	会長 金澤 正巳
深井沢町自治会	代表者 堀市中区深井沢町 279 番地 1 シャルマンフジ泉北深井 407 号	会長 辻尾 博史
深井清水町自治会	代表者 堀市中区深井清水町 1437 番地	会長 米谷 敬一
深井中町自治会	代表者 堀市中区深井中町 1226 番地	会長 北埜 孝
深井北町自治会	代表者 堀市中区深井北町 133 番地	会長 辻埜 正國

3 処分の相手方

堺市西区神野町 1 丁 4 番 21 号
株式会社 T - H O M E 代表取締役 野口 宗城

4 処分金額

金 432,000 円

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

(議案第 85 号説明資料)

大字深井共有地処分について

1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

団体名	配分金（円）	使途計画	金額（円）	備 考
6 自治会共通分	432,000	地元公益事業費	352,000	
		堺市に対する納付金	80,000	20%相当額
計	432,000		432,000	

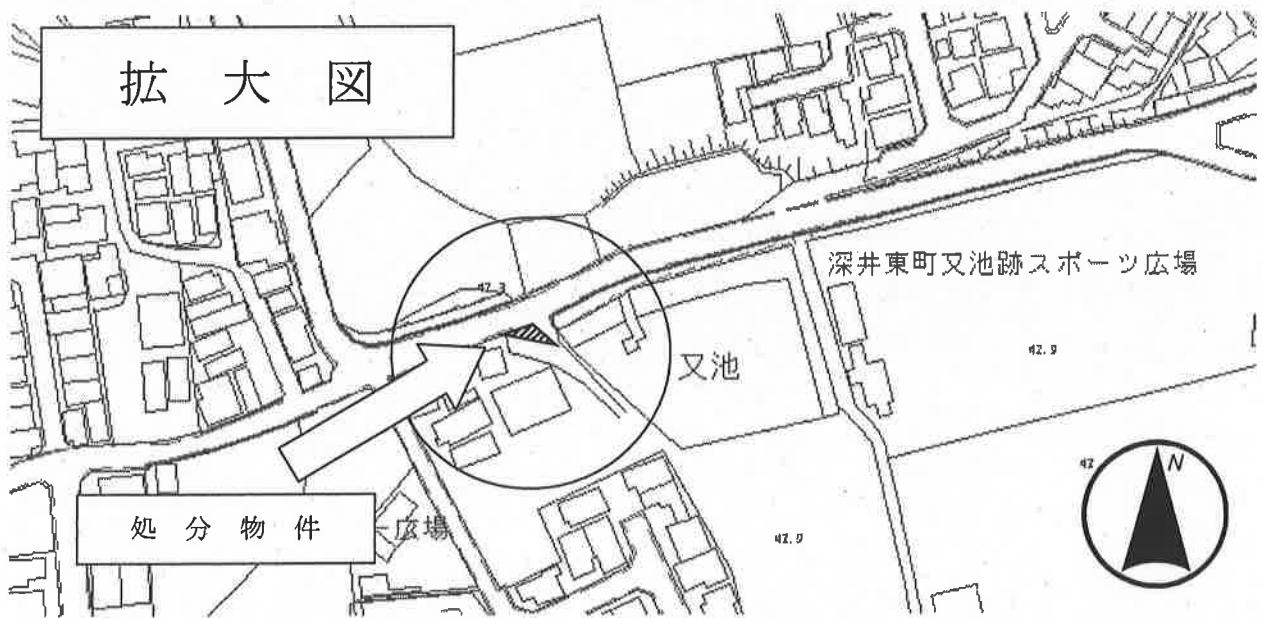
2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図



拡大図



堺市市税条例の一部を改正する条例の 専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、
その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 30 号

堺市市税条例の一部を改正する条例の専決について

堺市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

堺市長 竹山修身

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和 41 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の 2 を次のように改める。

（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）

第 3 条の 2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号。以下「平成 30 年改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下「平成 30 年旧法」という。）附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された平成 30 年旧法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された平成 30 年旧法附則第 15 条第 2 項第 7 号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

4 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 25 条に規定する認定事業により新たに取得された平成 30 年旧法附則第 15 条第 18 項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5 分の 3 とする。

5 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された平成 30 年旧法附則第 15 条第 32 項第 1 号イ又はロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

6 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された平成 30 年旧法附則第 15 条第 32 項第 2 号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

7 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に取得された平成 30 年旧法附則第

15条第37項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に平成30年旧法附則第15条第44項の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から平成31年3月31日までの間に設置された平成30年旧法附則第15条第45項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に新築された平成30年旧法附則第15条の8第4項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第3条の3中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改める。

附則第3条の3の2中「附則第7条第11項」を「附則第7条第10項」に改める。

附則第3条の4中「附則第7条第9項」を「附則第7条第8項」に改め、同条第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同条第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改める。

附則第3条の5中「附則第7条第10項」を「附則第7条第9項」に改め、同条第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改める。

附則第3条の5の2中「附則第7条第12項」を「附則第7条第11項」に改める。

附則第3条の7各号列記以外の部分中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改める。

附則第4条の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第5条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27

年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第 5 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、同条第 6 項中「において」を「の」に改める。

附則第 5 条の 2 の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）附則第 18 条第 1 項」を「平成 30 年改正法附則第 22 条第 1 項」に、「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改める。

附則第 5 条の 3（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改める。

附則第 6 条第 1 項中「課する固定資産税の額は」の次に「、前条の規定にかかわらず」を加える。

附則第 7 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第 3 項中「において」を「の」に改め、同条第 4 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に、「平成 27 年度で」を「平成 30 年度で」に、「堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 36 号）」を「堺市市税条例の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 34 号）」に、「平成 27 年改正前の堺市市税条例」を「平成 30 年改正前の堺市市税条例」に、「附則第 7 条第 1 項から第 4 項」を「附則第 7 条第 1 項から第 3 項」に改める。

附則第 8 条の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に、「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に、「第 20 項」を「第 19 項」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に、「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同条第 6 項中「において」を「の」に改める。

附則第 8 条の 2 の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、同条中「平成 27 年改正法附則第 18 条第 1 項」を「平成 30 年改正法附則第 22 条第 1 項」に、「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改める。

附則第 8 条の 3 の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、同条中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に、「第

20 項」を「第 19 項」に改める。

附則第 9 条中「附則第 6 条」を「前条の規定にかかわらず、附則第 6 条」に改める。

附則第 10 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に、「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に、「第 20 項」を「第 19 項」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第 3 項中「において」を「の」に改め、同条第 4 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に、「平成 27 年度で」を「平成 30 年度で」に、「平成 27 年改正前の堺市市税条例附則第 10 条第 1 項から第 4 項」を「平成 30 年改正前の堺市市税条例附則第 10 条第 1 項から第 3 項」に、「法」を「、法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する総務省令で定める特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 30 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 29 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

堺市市税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の施行に伴い、次の改正を行うものであること。

- (1) 平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担について調整措置を継続して講ずるとともに、平成 31 年度分又は平成 32 年度分に限り、固定資産税の課税標準に係る土地の価格の特例を設けるもの
- (2) 固定資産税の課税標準の特例割合に係る地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）に関する規定その他において、規定の整備を行うもの

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 29 号

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日

堺市長 竹山修身

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

1 損害賠償の額 金 1,889,021 円

2 損害賠償の相手方 堺市南区 * * * * *

* * * * *

損害賠償の額の決定について

平成 27 年 6 月 6 日(土)午後 10 時 25 分頃、堺市西区北条町 1 丁 28 番 8 号地先路上において、相手方運転車両が府道大阪高石線（新）の走行車線を西向きに走行していたところ、本市が管理する街路樹が倒れ、当該車両の左前部に接触し、当該車両を損傷させ、及び相手方を負傷させたものである。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 1,889,021 円で合意に至ったものである。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
28	30.3.28	875,631	堺市堺区 *** *****	*****	平成29年8月23日(水) 午前10時50分ごろ、堺市西区太平寺8-1番地先において、環境事業所職員が本市車両を後退させた際、直進して来た相手方運転の車両に接触し、負傷させたもの。
34	30.4.25	291,600	堺市南区晴美台 3丁5-1	シティハウス 泉北晴美台 管理組合 理事長 西村晴夫	平成30年1月17日(水) 午前9時55分ごろ、堺市南区晴美台3丁5-1シティハウス泉北晴美台敷地内において、環境事業所職員が本市車両を後退させた際、相手方所有のマンション敷地内の支柱に接触し、損傷させたもの。

(住宅部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
14	30.3.9	155,033	堺市堺区 *** ***** ***** ***	*****	平成29年12月26日(火) 深夜、堺市堺区協和町5丁481番地塩穴団地11棟前駐車場に駐車していた相手方車両に、強風に煽られたコンテナボックスの蓋が当たり、左前部ドア及び左後部ドアに損傷を与えたもの。

(土木部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
13	30.2.27	120,865	河内長野市 *** *****	*****	平成 26 年 11 月 11 日(火) 午前 9 時 00 分ごろ、堺市堺区向陵西町 4 丁 10-8 地先、市道向陵西 15 号線の歩道を歩行中、植樹枠と樹木跡の間の壅みに足を取られて転倒し、左足を負傷したもの。
16	30.3.9	115,892	堺市東区 *** ***** ***** **	*****	平成 29 年 12 月 22 日(金) 午後 0 時 10 分ごろ、堺市東区引野町 3 丁 151-25 地先、市道野尻菩提線から市道引野 33 号線へ右折する際、対向車を避けて鉄板の上を通過したところ、鉄板が跳ね上がり外れたことにより相手方バイクが転倒し、相手方が負傷及びバイクが破損したもの。
17	30.3.9	502,075	堺市北区 *** *****	*****	平成 28 年 11 月 10 日(木) 午後 0 時ごろ、堺市堺区向陵西町 4 丁 12-42 地先、国道 310 号の歩道を歩行中、雨水枠の鉄板蓋を踏んだところ、鉄板蓋が傾き雨水枠の中に落ち、右足等を負傷したもの。
20	30.3.22	110,160	堺市南区 *** ***	*****	平成 30 年 1 月 24 日(水) 未明、堺市南区赤坂台 1 丁 49-3 地先、市道赤坂台 59 号線の歩道の街路樹が根腐れにより、隣接する相手方家屋の塀に倒れ破損させたもの。

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
21	30.3.23	159,173	堺市堺区***** **	*****	平成29年10月23日(月) 午前1時00分ごろ、堺市堺区榎元町3丁160-3向泉寺公園において、倒木により、公園に隣接した相手方所有の屋根を損傷させたもの。
22	30.3.23	528,066	堺市堺区向陵中町 6丁7番17号	榎校 区 自治連合会 長 下原武雄	平成29年10月23日(月) 午前1時00分ごろ、堺市堺区榎元町3丁160-3向泉寺公園において、倒木により、相手方所有の倉庫を損傷させたもの。
23	30.3.23	223,681	堺市堺区***** *****	*****	平成29年10月23日(月) 午前1時00分ごろ、堺市堺区榎元町3丁160-3向泉寺公園において、倒木により、公園に隣接した相手方所有の引込柱を損傷させたもの。
24	30.3.23	12,299	堺市堺区***** *****	*****	平成29年10月23日(月) 午前1時00分ごろ、堺市堺区榎元町3丁160-3向泉寺公園において、倒木により、公園に隣接した相手方所有の引込電線を損傷させたもの。
25	30.3.23	268,148	堺市南区***** *****	*****	平成29年10月23日(月) 午前1時00分ごろ、堺市南区竹城台2丁泉ヶ丘 緑道において、越境している樹木の枝の落下により、相手方所有の住宅及び柵の一部を損傷させたもの。

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
26	30.3.23	73,936	堺市美原区 *** ***** **	*****	平成29年10月23日(月) 午前1時00分ごろ、堺市美原区さつき野西1丁目さつき野緑地において、越境している樹木の枯れ枝の落下により、相手方所有の物置を損傷させたもの。

(消防局)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
19	30.3.17	48,600	堺市美原区 ** *****	*****	平成30年2月18日(日) 午後2時10分ごろ、堺市美原区太井145番地先において、美原消防署職員が高規格救急自動車を走行させた際に、相手方所有の外壁に、本市車両右側後部を接触させ、損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決番号	専決年月日	案 件	債権等及び目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
31	30.4.12	訴えの提起について	堺市堺区***** ***** ***** *の住宅の明渡し並びに住宅使用料120,800円及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** ***** * ***** ***	*****
32	30.4.12	訴えの提起について	堺市中区***** ***** *****の住宅及び駐車場の明渡し並びに住宅使用料245,000円、駐車場使用料20,340円、住宅及び駐車場使用料相当損害金	堺市中区** **** ***** ****	*****
33	30.4.12	訴えの提起について	堺市西区***** ***** ***** *の住宅の明渡し並びに住宅使用料266,900円及び住宅使用料相当損害金	堺市西区***** ***** * ***** ***	*****

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 120,800 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 120,800 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市中区*****堺市営*****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 245,000 円、駐車場使用料 金 20,340 円並びに入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅及び駐車場使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市中区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅及び駐車場使用料を長期間にわたって滞納している。このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 245,000 円、駐車場使用料 20,340 円並びに住宅及び駐車場使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 266,900 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 266,900 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(学校管理部)

専決番号	専決年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住所	氏名	
15	30.3.9	宮園小学校校舎老朽化対策工事	堺市中区深井沢町3252番地	国 誉 建 設 株 式 会 社 代 表 取 締 役 内 村 安 博	変更前 434,160,000円 (消費税額等 32,160,000円) 変更後 455,046,120円 (消費税額等 33,707,120円)
35	30.5.8	金岡小学校校舎改築工事	堺市堺区永代町5丁1番10号	株 式 会 社 木 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 中 東 栄	変更前 1,037,610,000円 (消費税額等 76,860,000円) 変更後 1,116,533,160円 (消費税額等 82,706,160円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
20,886,120 円 (消費税額等 1,547,120 円)	コンクリート躯体の補修量が増加に伴う費用 床の高さ調整に伴うコンクリート打設及びモルタル施工量の変更に伴う費用	以下の理由により、増額変更を行うものとする。 ①外壁および内壁のモルタル研り後、躯体状況調査を行った結果、モルタル浮き部、ひび割れ部、露筋および躯体欠損部等の改修数量が当初想定より増加した。 ②床仕上げの人造石研ぎ出しやフローリングブロックを撤去したところ、下地モルタルの厚みが当初想定より厚いことが判明した。レベル調整のため新たに嵩上げコンクリートの打設、モルタルの厚みを変更する必要が生じた。
78,923,160 円 (消費税額等 5,846,160 円)	地中障害物の撤去・処分に伴う費用 工期 変更前 平成 29 年 9 月 11 日から 平成 31 年 3 月 15 日まで 変更後 平成 29 年 9 月 11 日から 平成 31 年 11 月 30 日まで	以下の理由により、増額変更及び工期延長を行うものとする。 ①掘削工事において地中障害物（浄化槽 2 基）が確認されたことから、それに係る撤去費及び処分費を増額する必要が生じた。 ②①に伴い、改築工事の修正設計および地中障害物の撤去工事、地盤改良工事に相当の期間を要することから、工期を延長する必要が生じた。

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
18	30.3.13	東陶器小学校 校舎外新築工事 (その2)	堺市堺区永代町5丁1番10号	木綿麻・麦島・源建設工事 共同企業体 代表構成員 株式会社 木綿麻建設役 代表取締 中東 他の構成員 株式会社 麦島建設 大阪営業所所長 河上憲 他の構成員 株式会社 源建設工事 代表取締 中東博 子	変更前 1,803,140,805 円 (消費税額等 133,565,985 円) 変更後 1,810,003,125 円 (消費税額等 134,074,305 円)

変更額（増）	変更する内容	変更理由
6,862,320 円 (消費税額等 508,320 円)	汚染土の運搬・処分に伴う費用	外構工事において、掘削を行ったところ、当初想定していなかった汚染土が確認された。このことにより、処分先を変更する必要が生じ、運搬・処分費が増加する。よって増額変更するものとする。

(消防局総務部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
27	30.3.26	(仮称) 堺市 総合防災セン ター敷地造成 外工事	堺市中区東 山56番地1	日英・ハナフサ 建設工事 共同企業体 代表構成員 日英建設社役 株式会社役 代表取締役 島山英己 他の構成員 株式会社ササ ハナフ 代表取締役 竹本修治	変更前 631,022,400円 (消費税額等 46,742,400円) 変更後 641,555,640円 (消費税額等 47,522,640円)

変更額（増）	変更する内容	変更理由
10,533,240 円 (消費税額等 780,240 円)	平均地盤改良厚さ 変更前 0.39m 変更後 0.52m	工事着手後、池底に溜まった泥を改良するに当たって泥の厚さを実測した結果、泥の下に地盤改良が必要となる軟弱な地盤層があることが判明した。このことにより、地盤改良の厚さを増加する必要が生じたため、増額変更を行う。

**平成30年第2回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）**

平成30年6月発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印 刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-18-0087

※元号

平成 31 年 4 月 30 日の天皇退位、翌 5 月 1 日の新天皇即位に伴い、改元が予定されているが、新元号が定まっていないため、平成 31 年 4 月後の元号についても「平成」表記で統一している。